明るい税の窓

第200号
2024年2月発行

発行所
公益社団法人大阪福島納税協会
大阪福島納税貯蓄組合連合会
大阪市福島区玉川２－５－22
編集発行人（広報部会）
総括責任者　三好秀憲
部会長　大西勝重
TEL 6448-4112
https://www.nk-net.co.jp/osakafukusima/

所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は

2月16日～3月15日です

令和５年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付は令和６年３月15日までです。申告期限間近になりますと税務署は大変混雑することが予想されますので、確定申告はできるだけ早めにお済ませください。

還付を受けるための申告は、２月16日より前でも受け付けています。

期限内に申告や納税をしなかったり、間違った申告をしますと、後で不足の税金を納めなければならないだけでなく、加算税や延滞税を納めなければならないことになりますのでお気をつけください。

なお、申告を行う必要のない人でも、個人事業税、個人住民税の申告は必要な場合がありますので、ご注意ください。

確定申告特集ページの開設

１月には、国税庁ホームページに「確定申告特集ページ」が開設されます。適正な申告のため、ぜひご利用ください。

消費税及び地方消費税の確定申告・納付もお忘れなく

個人事業者の令和５年分の消費税及び地方消費税の確定申告・納付の期限は、**令和６年４月１日**となっています。

ご準備はお早めにお願いします。

贈与税の申告及び納付期限は３月15日です

令和５年分の贈与税の申告受付は、**令和６年２月１日から３月15日まで**です。

納税も申告期限と同じ日までにしなければなりませんが、贈与税額が10万円を超え、かつ、金銭で一時に納付することが困難な場合は、５年以内の年賦で納める延納の制度があります。

こんな方は確定申告の必要があります

事業所得や不動産所得などがある人

令和５年分の事業所得などの各種の所得金額の合計額から、雑損控除などの所得控除の合計額を差し引き、その残額を基にして算出した税額が、配当控除額や年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える人は確定申告が必要です。

土地や建物などを譲渡した人

令和５年中に土地や借地権、建物などを売って所得を得た人は、それらの所得（分離課税の譲渡所得）について、事業所得などとは分離して税額を計算します。

この場合には、申告書第一表及び第二表のほかに第三表（分離課税用）を用い、事業所得などその他の所得も合わせて、確定申告をします。

土地や建物を売った年の１月１日現在で、その土地や建物の所有期間が５年を超えていれば長期譲渡所得に、５年以下なら短期譲渡所得になり、それぞれ別の方法で税額を計算します。

自分が住んでいる家と敷地を売った場合や、以前に住んでいた家と敷地を住まなくなった日から３年を経過する日の属する年の12月31日までに売った場合には、一定の条件の下、税負担が軽減される特例があります。

※なお、申告書には個人番号（マイナンバー）の記載が必要です（青色申告決算書、収支内訳書、計算明細書の申告書添付書類については、個人番号の記載は不要です）。また、申告書提出の際、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

還付申告について

確定申告をしなくてもよい人でも、源泉徴収税額や予定納税額が納めすぎとなっている人や、給与所得者で医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、雑損控除などの適用を受けようとする人は還付申告をすることができます。

損失申告について

令和５年中の所得金額の合計額が赤字になるなどの理由で、純損失や雑損失の繰越控除、純損失の繰戻しによる還付を受けようとする人は、損失申告をすることができます。

所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の納付については振替納税の方法があります。

振替納税をご利用の方は、ご指定の金融機関の預金口座から通知書の金額が引き落とされます。

便利で安全・確実な振替納税をぜひご利用ください。

手続は簡単です。税務署又は取引金融機関にお申し込みください。

振替日は、所得税が令和６年４月23日、消費税が令和６年４月30日ですので、その日までに納税額に見合う預金をご準備ください。

消費税及び地方消費税の確定申告と納税はお早めに

消費税及び地方消費税は、所得税と同様に、納税者の方が自分で税額を計算して申告と納税を行う「申告納税制度」が採られています。

消費税の確定申告をする必要がある方は、同じ申告書用紙で地方消費税の確定申告もすることになります。

令和５年分の申告と納税は令和６年４月１日までとなっていますが、３月に入りますと、税務署の窓口は大変混雑しますので、お早めにお済ませください。

申告・納付などについておわかりにならない点がありましたら、お近くの納税協会までお気軽にお尋ねください。

また、消費税及び地方消費税の申告に当たっては、次のような計算表が国税庁のホームページなどに準備されていますので、利用されると便利です。

- **課税取引金額計算表**
  - 事業所得用　• 不動産所得用　• 農業所得用
- **課税売上高計算表**
- **課税仕入高計算表**

なお、これらの計算表は、消費税及び地方消費税の確定申告書に添付する必要はありません。

インボイス制度における「2割特例」について

インボイス制度における２割特例とは

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の２割とすることができる特例です。一般課税、簡易課税のどちらを選択している場合も、事前の届出なしに、２割特例の適用を受ける旨を申告書に付記することで適用できます。令和５年分（登録日～12月）から令和８年分の申告まで、適用が可能です。

「2割特例」適用可否フローチャート

START

令和５年末までにインボイス発行事業者の**登録を受けている。**

NO ➡ **２割特例を適用することはできません**
※免税事業者の方は消費税の申告義務はありません。

YES ↓

届出状況

「消費税課税事業者選択届出書」を提出したことにより、**令和５年９月30日以前から課税事業者となっていない。**

YES ➡

基準となる売上げの状況

次の金額がいずれも**1,000万円以下**
- 基準期間（令和３年分）の課税売上高
- 特定期間（令和４年１月から６月）の課税売上高※

※課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます

YES ➡

そのほかの要件

- 「消費税課税期間特例選択届出書」の提出により**課税期間を短縮していない。**
- そのほか、相続、高額な資産を仕入れた場合など**２割特例を適用できない場合※に該当しない。**

※具体的には国税庁ホームページ「インボイス制度に関するＱ＆Ａ」問115《２割特例の適用ができない課税期間①》をご参照ください

NO ↓ **２割特例を適用することはできません**
- 一般課税による申告（インボイスの保存が必要）。
- 簡易課税による申告（簡易課税制度選択届出書の提出が必要※。仕入れに係る消費税額について実額計算不要）。

※免税事業者の方が令和５年中にインボイス発行事業者の登録を受けた場合、令和５年中に「簡易課税制度選択届出書」を提出することで、簡易課税による申告が可能となります。

NO ⬅

YES ↓ **２割特例を適用可能**

事前に届出等の必要なく、申告書に「○」をつけるだけ。仕入に係る消費税額について実額計算不要。

（出典：国税庁資料一部改変）

２割特例適用上の注意

- ２割特例を適用して消費税の申告を行う場合には、課税売上げに係る消費税額に80％を掛けて、課税売上げに係る消費税額から控除する消費税額を計算します。したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はありませんが、課税売上げについて、税率の異なるごとに区分して集計する必要があります。
- ２割特例を適用し（又は適用せずに）、消費税の申告を行った場合には、その後、その申告について修正申告や更正の請求により、２割特例を適用しないこととする（又は適用する）ことはできません。

２割特例を適用できなくなった場合の簡易課税制度の選択

２割特例を適用できなくなった場合など、２割特例を適用した課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択する場合には、適用を受けたい課税期間の末日までに消費税簡易課税制度選択届出書を提出することで、簡易課税制度を適用できる特例が設けられています。

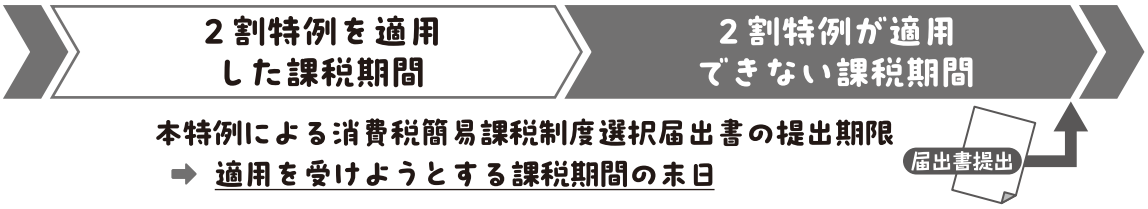

※原則的な消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限は、適用を受けようとする課税期間の初日の前日となります。

（出典：国税庁資料）

令和５年分　消費税及び地方消費税の申告・納付

■　消費税及び地方消費税の申告・納付が必要な方

①　インボイス発行事業者の登録をされている方

②　基準期間（令和３年分）の課税売上高が1,000万円を超える方（※）
もしくは特定期間（令和４年１月１日～６月30日）における課税売上高が1,000万円 を超える方（※）
※1,000万円の判定は原則として税抜処理を行った金額によりますが、免税事業者の売上げには消費税相当額が含まれていませんので基準期間が免税事業者の場合、その売上げがそのまま課税売上高となります（税抜処理しない）。

③　課税事業者選択届出書を提出されている方

■　消費税の納税額の計算方法

一般的な消費税納税額の計算方法

国税の消費税納税額　＝　課税期間中の課税売上げに係る消費税額　－　課税期間中の課税仕入れに係る消費税額

簡易課税制度を適用した場合の消費税納税額の計算方法

簡易課税制度を選択している場合は、事業区分に応じた「みなし仕入率」（※）で計算します。
（注）複数の事業を営む事業者は、課税売上高を事業ごとに区分することで、別途特例の計算をすることが可能です。

国税の消費税納税額　＝　課税期間中の課税売上げに係る消費税額　－　課税期間中の課税売上げに係る消費税額　×　みなし仕入率

※みなし仕入率は、第１種事業90%、第２種事業80%、第３種事業70%、第４種事業60%、第５種事業50%、第６種事業40%となっています。

２割特例を適用した消費税納税額の計算方法

インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった方のうち一定の要件を満たす方については、売上税額の２割を納税額とすることができます。

国税の消費税納税額　＝　課税期間中の課税売上げに係る消費税額　×　20%

■　地方消費税の納税額の計算方法

国税の消費税納税額を基に地方消費税の納税額を計算します。

税率6.24%、7.8%適用分

地方消費税の納税額＝国税の消費税納税額×22/78

仕入税額控除の適用について

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書（インボイス）等の保存が必要となりますが、インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合（80%・50%）を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。なお、この経過措置の適用を受けるためには、必要事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

令和５年度　納税表彰式

去る11月９日、令和５年度納税表彰式が、ホテル阪神大阪において挙行され、受彰者に表彰状並びに記念品が贈呈されました。

晴れの受彰者は次の方々です。

（敬称略）

大阪福島税務署長表彰
高　丸　　豊
公益社団法人　大阪福島納税協会　副会長
大阪市水産物卸協同組合納税貯蓄組合　組合長
深　山　　茂
公益社団法人　大阪福島納税協会　前常任理事
大阪福島納税貯蓄組合連合会　　前常任理事

公益社団法人　大阪福島納税協会会長表彰
中　堂　眞理子
公益社団法人　大阪福島納税協会　理事
米　田　敦　子
公益社団法人　大阪福島納税協会　理事

公益社団法人　大阪福島納税協会会長感謝状
深　山　　茂
公益社団法人　大阪福島納税協会　前常任理事

大阪福島納税貯蓄組合連合会会長感謝状
沼　田　　安
大阪福島納税貯蓄組合連合会　西九条地域　前組合長

近畿納税貯蓄組合総連合会会長感謝状
本　郷　和　美
大阪福島納税貯蓄組合連合会　　副会長
公益社団法人　大阪福島納税協会　副会長

大阪国税局長表彰　　披露
三　好　秀　憲
公益社団法人　大阪福島納税協会　副会長

福島・此花区民まつりで税のPR

去る10月７日に福島区（下福島運動場）、10月22日に此花区（西九条コミュニティ広場）にて、両区にとって４年ぶりとなる区民まつりが無事開催されました。当協会は、大阪福島税務署、地方官公庁、近畿税理士会福島支部の関係各所と協力し、「税金クイズコーナー」にて出展いたしました。

両日ともに天候に恵まれ、多くの家族連れや、友人同士で楽し気にブースを見て回る子供たちなど、協会のブースにもたくさんの方に来ていただきました。

今回は、租税教室で使用する模造紙幣の１億円を展示しており、実際に持ち上げてみたり写真を撮ったりと、なかなかの人気ぶりでした。

クイズ回答者には税金に関する小冊子などの啓もう品を配布し、税についてのＰＲを行いました。また、ちょっと質問したいけれど、どこで聞けばいいのかわからないという方もおられ、そうした方々には、協会の無料税務相談日などへの誘導を行いました。

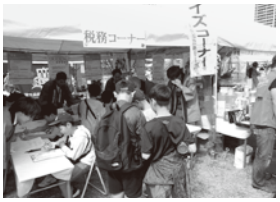

租税教室と教養講座　開催　女性部会

去る11月２日、福島区民センターにて、租税教室と教養講座を開講しました。

租税教室では、昨年に引き続き、当納税協会専務理事であり、税理士の松本先生に「ちょっと知りたい贈与税・相続税　税金教室」と題して、贈与・相続税についての概要を、ご講義いただきました。

「ちょっと知りたい」との題目の通り、詳細な事例ではなく、これから贈与や相続をなんとなくでも考えてみたいという方向けの、最初の手掛かりとなるような取りつきやすい内容で行いました。

教養講座では、梅田にある「陶芸工房ゆう」から講師の先生を招き、ベンガラ染教室を開催しました。

様々な型のプレートとベンガラという顔料を使い、布地に好きな柄を色づけていく作業は、最初こそ慣れずにああでもないこうでもないと悩む方が多かったのですが、コツを掴みだすと完成まではあっという間で、手作りの唯一無二のトートバッグは、見事な出来上がりでした。　（参加者　21名）

奈良・吉野山の旅　女性部会

去る11月17日、女性部会の一日研修会として、奈良・吉野方面を訪れました。

残念ながら暖冬の影響により、11月中旬にも関わらず吉野の山は一部に紅葉が見られるものの大半は青々と茂り、期待していた吉野山の絶景はお預けとなりました。その分、気温は穏やかで、小雨が降りつつも過ごしやすい一日でした。

最初に訪れたのは、吉野神宮。南北朝の南朝最初の天皇である後醍醐天皇を御祭神とし、縁結びや心願成就のご利益があるとされる神社です。

吉野神宮は、猪目とよばれる古来より魔除けとして神社仏閣にみられるハート模様や（正寿院の猪目窓などが有名）、元々神苑にあったという夫婦鶴像を由来とする折鶴が印象的に飾られ、とても美しい神社でした。

昼食後は、同じ吉野地区にある山本きのこ園を訪れました。

山本きのこ園は、しめじをはじめとするきのこを栽培するきのこ園で、食育をテーマに工場見学を受け入れており、しめじの栽培工程の説明を受けた後、実際に皆さんでしめじのもぎとり体験を行いました。

いつでもスーパー等に並んでいるきのこ類ですが、しめじの場合、収穫までに実に４カ月もの時間が必要との話に、驚きました。

女性部会では会員間の交流を目的として、秋季研修や教養講座を行っております。興味を持たれた方は、お気軽に事務局までにお問い合わせください。

（参加者　23名）

京都　西芳寺への旅　福優会

去る11月21日、福優会（優良申告法人）の秋季研修として、会員間の交流を深めるため、京都は西芳寺へ訪れました。西芳寺は世界遺産に認定されており、また苔寺の通称でも名高い禅寺で、一般に広く開放されておらず来訪の際には予約が必須となります。

本堂の参拝後、写経で心をととのえ、それから夢窓国師が作庭した庭園を散策しました。緑のベルベットの絨毯を敷き詰めたかのような、一面に広がる苔、その美しさには目を奪われます。一口に「苔」と言っても、たくさんの種類があり、西芳寺には120種類の苔が生息しているそうです。黄金池（おうごんち）の周りに、たくましく生い茂るマンジュウコケを通して、庭園の中に多くの命が宿っていることが感じられます。西芳寺は京都の賑やかな繁華街から、少し離れた位置にあるため、

非常に静かでまた湿度も高く、訪れる人を静寂の世界へいざない、疲れて乾いた心身を潤してくれるような、そんな空間でした。

今回の研修は11月とはいえ、暖かく紅葉もまだ始まったばかりという感じでしたが、西芳寺の建物や景色、写経で非常に癒された研修だったと思います。

改正法人税法説明会・年末調整説明会　法人部会

去る10月13日に改正法人税法等説明会を、11月14日に年末調整説明会を福島区民センターにて開催いたしました。

納税協会の会員・非会員問わず、また福島区・此花区の両区だけでなく、他区からも参加が可能で、公益法人として税知識の普及のために今後も同様の講演会を開催していく予定です。

自主点検チェックシート　リニューアル

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制や経理能力の水準を向上させることも重要な要素です。

納税協会では、そうした企業の税務コンプライアンス向上のために、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を活用した企業による自主点検を推奨しております。

この度、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）及び電子帳簿保存法の導入に伴い「自主点検ガイドブック」が廃止され、「自主点検チェックシート」が従来のガイドブック機能を含んだ形で改訂されました。

また、それに対応して、直接入力可能なエクセル版も改訂しています。

当協会ホームページ上にて、公開しておりますのでこの機会にぜひ、ご利用ください。

中学生の「税についての作文」応募作品多数

全国納税貯蓄組合連合会並びに国税庁主催のもと、次代を担う中学生の令和５年度「税についての作文」の募集を行い、福島･此花両地区の中学校８校より、793点の応募作品がありました。選考を経て、本年度は17名の方の受賞と、租税教育に協力的だった中学校として、１校の表彰が決定しました。

去る11月９日、ホテル阪神大阪において、４年ぶりとなる「税についての作文」表彰式を行い、大阪市長賞を受賞された結城さんに、優秀作文を朗読いただきました。

今後とも租税教育の一環として、税の作文募集事業を行ってまいりますので、一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次の方々が受賞されました。　（敬称略・50音順）

大阪市長賞
「なぜ私たちは税金に興味が持てないのか」　結城　晴空　（大阪府立　咲くやこの花中学校）
納税貯蓄組合大阪府総連合会　優秀賞
「兄と税金」
大阪福島税務署長賞
「消費税について調べて感じたこと」　田村　柚乃　（大阪市立　野田中学校）
「幸せの形」　藤井きらり　（大阪府立　咲くやこの花中学校）
福島・此花租税教育推進協議会　会長賞
「税金を払いたい」　成松　愛　（大阪市立　八阪中学校）
近畿税理士会福島支部　支部長賞
「よりよい生活のために」　柿木　優輝　（大阪府立　咲くやこの花中学校）
大阪福島納税貯蓄組合連合会　会長賞
「私のヒーロー税金」　井戸川桃菜　（大阪市立　梅香中学校）
「納税とは優しさの輪」　西村　絢唯　（大阪市立　春日出中学校）
「税のありがたさ」　山口　拓真　（大阪市立　梅香中学校）
大阪福島納税貯蓄組合連合会　優秀賞
「未来を支える『税金』」　東谷　梨央　（大阪府立　咲くやこの花中学校）
「身近な税」　石鍋　春翔　（昇陽中学校）
「私たちの暮らしと税金」　大谷心咲喜　（大阪市立　此花中学校）
「税について」　岡村　仁美　（大阪市立　春日出中学校）
「世界に広がる日本の税金」　小口　海翔　（大阪市立　野田中学校）
「（無題）」　小出　武　（大阪市立　野田中学校）
「税金の使われ道」　倉田　伽蓮　（大阪市立　下福島中学校）
「日本の税に対する私の考察」　湯川　琉海　（大阪市立　春日出中学校）
全国納税貯蓄組合連合会　感謝状　大阪市立　春日出中学校

２月情報あらかると

＜＜会員募集中＞＞

只今、法人･個人会員の増強を図っております。お取引先やお知り合いの方で、当協会に未加入の方がおられましたら、ぜひ事務局までご紹介下さい。

ホームページ

https://www.nk-net.co.jp/osakafukusima/

事業活動や今後の予定、新刊図書の情報、月例講演会のご案内等を掲載しています。

メールマガジン

E−mail osakafukusima@nk-net.co.jp

月例講演会のご案内、納税協会連合会発刊のメールマガジン等を発信します。
ご希望の方は、会社名・代表者名・担当者名（個人の方はお名前）をE−mailで事務局へご連絡下さい。

新刊図書

販 売 中

「住宅ローン控除･住宅取得資金贈与のトクする確定申告ガイド」
著者：税理士　塚本和美　著
定価：1,980円
（会員価格：1,782円）

「所得税の確定申告の手引(大阪版)」
著者：椿　健一　編
定価：2,530円
（会員価格：2,277円）

「○×判定ですぐわかる所得税の実務」
著者：公益財団法人　納税協会連合会　編集部　編
定価：3,080円
（会員価格：2,772円）

上記、書籍・冊子をご希望の方は、当事務局までお問い合わせ下さい。（詳細はホームページでご覧下さい。）

中学生の「税についての作文」優秀作品を披露

大阪市長賞　「なぜ私たちは税金に興味が持てないのか」
大阪府立　咲くやこの花中学校三年　結城　晴空

誰もが心の中に秘めている。「税の作文、税かぁ。なんでこんなめんどくさいお金のこと考えなあかんねん」と。私もそう思っていた、本当の税金の大切さと面白さを知るまでは。

そもそも税金とは何か追及した。税金は、あらゆる部分で自分のお金の一部が国のために使われるという仕組みだ。税金が無くなれば、確かに自分で多くのお金の使い道を決められるため、思うままに使うことができ自由の幅が広がる。経済の活性化にも繋がる。しかしそれがずっと続くと、お金は自分のためとしか考えないようになり、人を思いやる心や社会との繋がり、国としての一体感が薄れていくのではないのだろうか。

税金は、自分の納めたお金が社会のために使われるため、防犯、救助、福祉、医療、教育など、技術に特化していなくても、税金を納めた先で様々な分野で人を支えているのだ。国民一人一人の税金が一体となることで社会を支え合っているのだ。そして、平等に権利が与えられるため、助かる命が増え、元気な人が増加し、未来への可能性が広がるとも言える。

具体的には、私達に身近な学校に焦点を当ててみると、教科書、机、パソコン、黒板、学校の建設にすら使われているそうだ。もはや税金が無ければ学校という平等に与えられる教育環境は成立しない。

ではなぜ、こんなにも身近に私たちの生活を支えてくれている税金を「めんどくさい」と思い込んでしまうのだろう。それは、身近に「税金に支えられている」というものに気づけていないからだと思う。

例えば、私たちは机を買うとき税抜や税込というワードが度々目に映る。それにより税金を取られている感を感じる。だが、学校の机を使うときは税金に支えられている感をあまり感じない。

ならば、学校の机も「税金に支えられている」アピールをしようと考えた。

「メイドバイ税金」「税金100％」「～円分あなたは支えられています」などのマークを付けてみて、税金の支えを感じるきっかけを作ってみてはどうだろう。他にも、学校で「ノー税金デー」を作り、税金によって作られたものを一切無しで授業して、税金の大切さを実感できる機会を作ったり、自分が納めた税金のゆくえを追うマップアプリを開発したら誰でも興味が持てそう、など色々なアイデアが私の頭にいっぱい浮かんできた。

税金は身近で私たちを支えているのにも関わらず「税金に支えられている」ということを意識せず、ただ「めんどくさい」と口に出す私がいた。そのようなイメージを取っ払うには、やはり税金を実感し考える機会が大切であると確信した。そしてその機会をこれから生み出していくのは私たちである。

私はこれからも税について考え続け、誰もが税金に興味が持てるような新たな時代を作りたい。

編集後記

この機関誌の内容、構成等について何かご意見がございましたらお寄せ下さい。

編集発行人　（広報部会）
総括責任者　三好秀憲
部　会　長　大西勝重

入会のお申込み・お問い合わせはこちらへ

大 阪 福 島 納 税 協 会
大阪市福島区玉川2丁目5番22号
TEL.6448－4112／FAX.6443－4287

ホームページ
https://www.nk-net.co.jp/osakafukusima
E-mail
osakafukusima@nk-net.co.jp

確定申告期 税務相談所を開設

（事前予約制）

※　税務相談は、事前予約制とさせていただきます。
　　ご予約優先となるため、ご予約がない場合は、長時間の待ち時間が発生する場合があります。
　　その点ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

大阪福島納税協会　06-6448-4112

相　談　日　税理士による相談（○印が相談日）

2月													
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
○			○	○	○	○				○	○	○	○

3月														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○

※　譲渡所得、贈与税等に関するご相談は、取り扱っておりませんのでご注意ください。
※　持参する書類等につきましては、裏面の詳細をご確認ください。

相 談 時 間

午前９時30分～午後４時00分（正午～午後１時は休憩）
（相談受付は午後３時30分まで）

相 談 会 場　・・・大阪福島納税協会（福島区）
・・・此花区民ホール ３階 第３会議室（此花区）

公益社団法人　大阪福島納税協会

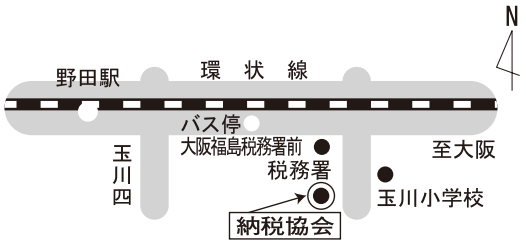

大阪市立此花区民ホール

※　非会員の方については、税務相談費として2000円のご負担をお願いします。
　　ご不明な点があれば、事務局にお問い合わせください。

税務相談にお越しになる際には、次の書類をご持参ください。

- **マイナンバーカード、もしくはマイナンバー通知書＋運転免許証等の写し**
- 令和５年分の事業・不動産所得の決算書または収支内訳書
- 給与所得・年金等の源泉徴収票
- 生命保険・地震保険・社会保険料の支払金額がわかる証明書等
- 「医療費の控除明細書」（※１）
- 昨年度（令和４年分）の申告書、決算書もしくは収支内訳書の控え
- 消費税の確定申告をされる方は、昨年の消費税申告書の控え
  （なお、今回新たにインボイス制度に登録された方は、登録された月から12月までの消費税の確定申告が必要となります）

※１　医療費控除を受けられる方へ

「医療費控除の明細書」は、医療を受けた人ごとに、病院・薬局別に医療費を合計して記載してください。

会員でない方は、ご入会され確定申告の相談を受けられることをお勧めします。

ご入会していただきますと、確定申告期限後も税理士による無料税務相談をご利用いただけますし、無料法律相談、納税月報等の配付、税務・経営等の説明会や講演会及び書籍帳簿等の割引販売などもご利用できます。

なお、入会ご希望の方は、下記の入会申込書を郵送またはご持参いただくか、FAX（6443-4287）にてお申し込みください。

会費は、個人（月額500円）・法人は、規模によって金額が変わります。

入会申込書

貴協会の趣旨に賛同し入会します。　　年　　月　　日

フリガナ 屋号又は 法人名	TEL: FAX:
フリガナ	
氏名又は 代表者名	
所在地	〒　　－

納税協会は以下の目的のためのみに、個人（会員）情報を利用します。

1．各種事業・サービスを提供するため
2．各種商品・事業及び制度等の案内をするため

国税庁ホームページでお調べください！

その疑問、PCやスマートフォンで解決！

24時間365日、利用可能のサービスがあります。

その相談、チャットボットを利用してみませんか？

チャットボット（ふたば）では、次の方法で質問するとＡＩ（人工知能）が自動回答します。

- ご質問したいことをメニューから選択
- 自由に文字で入力

ご相談の対応範囲
- 所得税の確定申告
- 消費税の確定申告

24時間利用可能

※メンテナンス期間を除きます。

税務職員ふたば

国税庁　ふたば　検索

タックスアンサーで解決！あなたの疑問にお答えします！

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な回答を次の方法で調べることができます。

- 自分に合った状況から探す（質問形式による検索）
- キーワードによる検索
- 税金の分野ごとに調べる

国税庁ＨＰの
「 タックスアンサー 」
に アクセス！

国税庁 タックスアンサー　検索

大阪福島税務署

自宅からスマホ申告してみませんか？

スマホカメラで源泉徴収票を読み取りできます！

ご自宅で
確定申告期間は24時間いつでも利用可能
※ メンテナンス時間を除く

専用画面
スマホ専用画面で見やすく操作が簡単

自動計算
画面の案内に沿って入力するだけ

添付書類不要
書類の記載内容を入力・送信することで添付省略
※ 一部の書類は除く

持参・印刷・郵送不要
税務署への持参が不要
印刷・郵送代が不要

早期還付
還付金の振込みが早い
※ 2月末までに提出した場合に2～3週間程度で還付
（書面提出の場合は4～6週間程度で還付）

他にもメリットあります！
・青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能
・マイナンバーカードの読取回数は原則１回　※　初回は読取回数が２回になります。

スマホアプリ納付（Pay払い）で納税しよう！

※申告書提出後に納付書の送付等はありませんのでご注意ください！

納付金額が30万円以下の場合は下枠のスマホ電子決済が便利です！
（ただし、事前に利用するPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です）

決済専用サイトへアクセス

- ＰａｙＰａｙ
- ａｕＰＡＹ
- メルペイ
- 楽天ペイ
- ｄ払い
- ＬＩＮＥＰａｙ
- ａｍａｚｏｎ ｐａｙ

大阪福島税務署

インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項

登録通知が未達の場合の対応

Q 今年、新規開業し、期首から登録を受けるべく登録申請をしたものの、まだ通知が届きません。どのようにインボイスを交付すればいいのでしょう？

✓ 例えば、**次のような対応**が考えられます。

事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付する**

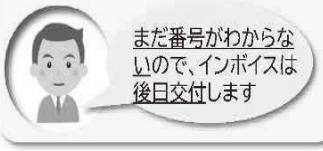

通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付しなおす**

通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等でお知らせする**

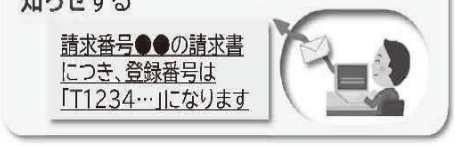

☞ **事後的な交付が困難な小売店等**は、次のような対応が可能です。

事前に**インボイスの交付が遅れる旨を事業者のHPや店頭にて相手方にお知らせする**

事業者のHP等において登録番号を掲示し、相手方にそのページとレシートを併せて保存してもらう

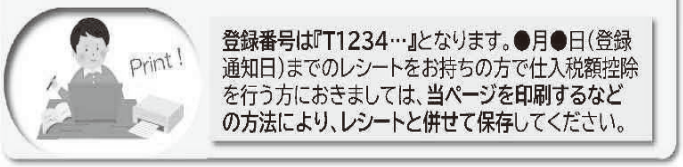

買手側からの電話等に応じ、登録番号をお知らせし、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう

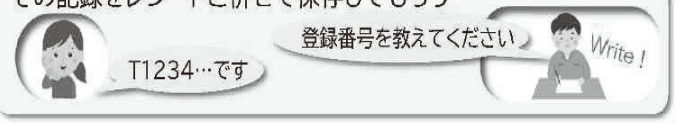

インボイス制度説明会・登録要否相談会のご案内

1　説明会の主な内容

① インボイス制度の基本的な仕組みについて

② インボイス発行事業者に登録するか否か検討中の方向け

※ 参加を希望される方は、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
ご来場は、公共交通機関をご利用ください。

2　説明会の日程

月　日	時　間	開催場所	定員	連絡先
3月28日(木)	① 制度説明会 13時30分 から 14時30分 ② 登録要否相談会 14時30分 から 16時00分	大阪福島納税協会 3階会議室 〒553-0004 大阪市福島区玉川 2丁目5番22号	① 30名 ② 6名	大阪福島税務署 （代表電話） 06-6448-1281 ※ 音声ガイダンスに従って「2」を選択してください。
4月18日(木)				
5月16日(木)				
6月20日(木)				

説明会案内

特設サイト

大阪福島税務署

府税の納付方法等のご案内

府税は、次の場所や方法によって納めることができます。

〇府税事務所
〇金融機関（府税の収納を取り扱う府の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関）
〇コンビニエンスストア等

上記のほか、キャッシュレスにより納付することができます。

〇口座振替（個人事業税のみ）

※以下の方法で納付する場合は、府税の納付書の表面に「地方税統一QRコード（eL-QR（エルキューアール））」の印刷があるものに限り納付が可能です。

〇スマートフォン決済アプリ
〇Pay-easy（ペイジー）
〇クレジットカード納付

©2014 大阪府もずやん

キャッシュレス納付の注意事項

- **領収証書は発行されません。お支払いの後に領収日付印のない領収証書が手元に残りますので、二重払いにならないようご注意ください。**
- **納付状況は、地方税お支払サイトの「納付履歴」からご確認いただけます。**
- **領収証書が必要な場合は、金融機関、府税事務所、コンビニエンスストア等での納付をお願いします。**
- **納付後すぐに車検を受ける等、納税証明書が至急必要な場合は、金融機関、府税事務所、コンビニエンスストア等でご納付のうえ、納税証明書の交付を受けてください。**
- **納付書は「期限（延滞金額を算出した期間の末日）」を経過すると利用できません。**

府税キャッシュレス納付の概要

納付方法	利用可能税目	事前届出	手数料	特　　徴
口座振替	・個人事業税	必要	不要	・書面で預金口座振替依頼書の提出が必要。 ・定められた納期限の日に、指定した預金口座から引き落として納付。 ※ ゆうちょ銀行（郵便局）は非対応。
スマートフォン決済アプリを利用した納付	・自動車税（種別割） ・自動車税（環境性能割） ・個人事業税 ・法人府民税 ・法人事業税（特別法人事業税又は地方法人特別税を含む） ・府民税利子割 ・府民税配当割 ・府民税株式等譲渡所得割 ・不動産取得税 ・ゴルフ場利用税 ・軽油引取税 ・宿泊税 ・府たばこ税（手持品課税は除く）	不要	不要 ※	・「地方税統一QRコード」の印刷がある納付書については、スマートフォン決済アプリから「地方税統一QRコード」を読み取ることで、府税を納めることができます。 ※ ご利用可能なアプリや手数料については「地方税お支払いサイト」をご確認ください。
Pay-easy(ペイジー)を利用した納付		不要	不要 ※	・「地方税統一QRコード」の印刷がある納付書については、「地方税お支払サイト」を利用して、金融機関のATM等やインターネットバンキングで府税を納めることができます。 ※ ATMの時間外手数料を要する場合があります。 ※ ご利用可能な金融機関は「地方税お支払いサイト」をご確認ください。
クレジットカード納付		不要	必要	・「地方税統一QRコード」の印刷がある納付書については、「地方税お支払サイト」を利用して、クレジットカードで府税を納めることができます。 ※ 納付金額の他にシステム利用料が必要です。 ※ ご利用可能なクレジットカードは「地方税お支払いサイト」をご確認ください。

※詳細につきましては府税ホームページをご覧ください。　府税あらかると　納税について　検索

大阪市弁天町市税事務所からのお知らせ

① 固定資産税・都市計画税　納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税（第4期分）の納期限は、令和6年2月29日（木）です。

市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆様のために大切に活用させていただきます。
市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

② 令和6年度分　個人市・府民税　申告のご案内

個人市・府民税の申告は、送付または大阪市行政オンラインシステムによる申告をお願いします。
なお、申告書は大阪市ホームページで源泉徴収票などをもとに作成いただけます。

申告方法・受付期間

①**市税事務所あて送付による申告**：受付中（3月15日（金）まで）

②**大阪市行政オンラインシステムによる申告**：（3月15日（金）まで）

・令和5年中に収入がある方（給与所得・雑所得（公的年金等・業務・その他）の申告のみ）
・令和5年中に収入がない方

③**窓口での申告（土曜・日曜・祝日を除く）** ※ 受付期間の最初・最後の1週間や午前9時台は混雑が予想されます。

○ 市税事務所窓口

【弁天町市税事務所】 〒552-8505　港区弁天1-2-2-100　大阪ベイタワー イースト1階

受付期間　**令和6年2月1日（木）～令和6年3月15日（金）**

受付時間　月曜日～木曜日：9時00分～17時30分　　金曜日：9時00分～19時00分

窓口来所予約　**弁天町市税事務所では、大阪市行政オンラインシステムによる窓口来所予約の受付を行っています。**
窓口での待機時間短縮、混雑緩和のためにぜひご利用ください！

・大阪市行政オンラインシステムによる予約受付は24時間行っています。
・予約は30分単位で、前日までのお申込みとなります。
（予約日の前日までは大阪市行政オンラインシステムにてキャンセルいただけます。）
・予約当日のキャンセルは各担当へお電話にてお願いいたします。
・予約いただいた時間を過ぎますと予約を取り消しさせていただく場合がございますので、
あらかじめご了承ください。

○ 区役所臨時申告会場

【福島区役所　5階　フロア】　福島区大開1-8-1

【此花区役所　3階　講堂D】　此花区春日出北1-8-4

受付期間　**令和6年2月16日（金）～令和6年3月15日（金）**

受付時間　月曜日～金曜日：9時00分～11時30分、13時00分～16時00分
（※11:30～13:00は受付を休止します。）

※ 区役所臨時申告会場は、受付時間が区役所開庁時間と異なりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】① 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）については、
大阪市弁天町市税事務所　固定資産税グループ（土地・家屋）
電話番号：06-4395-2957（土地）、2958（家屋）　　FAX番号：06-7777-4505
※問い合わせ可能日時：平日9:00～17:30（金曜日は9:00～19:00）

固定資産税（償却資産）については、
大阪市船場法人市税事務所　固定資産税（償却資産）グループ
電話番号：06-4705-2941　　FAX番号：06-4705-2905
※問い合わせ可能日時：平日9:00～17:30

② 大阪市弁天町市税事務所　市民税等グループ（個人市民税担当）
電話番号：06-4395-2953　　FAX番号：06-4395-2810
※問い合わせ可能日時：平日9:00～17:30（金曜日は9:00～19:00）

大阪市財政局税務部マスコットキャラクター
税田ニャン吉先生

会　員　紹　介

液体化学薬品中継業･倉庫業

辰巳商会グループ

北辰倉庫運輸株式会社

代表取締役社長　太田英之

〒554-0033
大阪市此花区北港2丁目1番67号
TEL.06（6462）6821～3
FAX.06（6461）0291

漢方相談は当薬局にお任せください!

あなたに合った漢方薬を飲んでみませんか?

健康診断では異常がないのに、どこか体調がスッキリしない。そんなあなたの症状・体調に ピッタリのお薬 をお選びします。ぜひ、ご相談ください。

栃本天海堂薬局薬房　福島店

〒553-0003 大阪市福島区福島 5-10-3
TEL 06-6451-3589

漢方薬局
HALENOVA ハレノヴァ

〒530-0053 大阪市北区末広町 3-21
TEL 06-6312-8429

総合エンジニアリング

株式会社 **カンセツ**

代表取締役　谷野　友孝

〒550−0013　大阪市西区新町3丁目4番21号
TEL：06−6543−0111　FAX：06−6543−4888
http://www.kansetsu.co.jp/

機械設計　機器設計：産業機械設計／輸送機器設計
　　設備設計：物流設備設計／環境設備設計
電気設計　電子・電気制御：ハード設計／ソフト設計

石灰石採掘販売

国見山株式会社

代表取締役　川 淵 俊 孝

本　社　大阪市福島区野田3丁目13の28
　　電話 大阪（06）6461−7821番（代）

営業所　東京・名古屋

鉱　山　三重・高知

会　員　紹　介

Peacock

『食』に『感動！』を

福島区で生まれ福島区に育てられて 70 年

ピーコック魔法瓶工業株式会社

本 社　〒553-0002 大阪市福島区鷺洲5丁目12番20号
TEL 06-6458-0541

・工業用シール製品（ゴム・樹脂・金属）
・建設機械用部品
・半導体・医薬・食品装置部品

株式会社バルカー　代理店

株式会社 サンヨー

代表取締役　中 條 秀 昭

〒564－0051　大阪府吹田市豊津町 31 番 16 号
Tel (06) 6330－1001　Fax (06) 6330－1181
支　店：大 阪 ・ 北 陸 ・ 山 口
営業所：小山・厚木・ひたちなか・宇部

リユース＆リサイクルへの私たちの挑戦が

新たな『カタチ』を創ります。

高度なリユースシステムと技術、最先端設備で高品質な更生ドラム缶を安定供給

液体・粉粒体物流のトータルソリューションをご提供
最新の自動洗浄ラインも稼働開始。さらなるコストダウンを実現。

日新容器株式会社

代表取締役社長　柴 田 英 雄

ホームページ http://www.nisshin-yoki.co.jp　E-メール eigyo@nisshin-yoki.co.jp

本　　社　〒553-0001　大阪市福島区海老江1丁目13番15号
TEL.06-6452-1131（代）　FAX.06-6452-1136

東京営業所　〒101-0021　東京都千代田区外神田6丁目2番8号5F
TEL.03-5807-5678（代）　FAX.03-5807-5077

尼崎工場　〒660-0843　尼崎市東海岸町1番地4
TEL.06-6409-0651　FAX.06-6409-0652

ハイスのスペシャリスト

扇鋼材株式會社

本社　〒553-0001
大阪市福島区海老江８丁目８番１号
☎06（6451）0352（代表）～5　FAX06（6451）7116
東京営業所　〒130-0014
東京都墨田区亀沢１丁目５番17号
☎03（3625）8111（代表）　FAX03（3625）8109
九州営業所　〒841-0005
佐賀県鳥栖市弥生が丘７丁目38番地
☎0942（48）0121　FAX0942（48）0122
ホームページ　http://www.oogi.co.jp

会　員　紹　介

鉄のリサイクル
何でもご相談下さい

新明産業株式会社

〒553-0001
大阪市福島区海老江３-23-５
TEL 06-6458-9331
FAX 06-6458-9334

石油荷役業・輸送業・警備業

石油荷役のノウハウに歴史あり
輸送作業と防災警備のプロ集団

大阪石油工運株式会社

代表取締役　油井 康彰

本　　社　大阪市福島区福島５丁目６番31号
TEL 06-6458-3588
泉北事業所　高石市高砂２丁目１番地
TEL 072-268-3186
シャトル事業所　TEL 072-268-0305
堺作業チーム　堺市西区築港浜寺町１番地
TEL 072-268-3108

アフラックは、2018年より
「納税協会福祉制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉
「生きる」を創る。
Aflac
アフラック
納税協会用フリーダイヤル 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。